

渋川市条件付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋川市の発注する建設工事（以下「工事」という。）及び設計又は監理等に係る業務（以下「設計等」という。）（以下「工事等」という。）について品質の確保を図りつつ、入札及び契約手続のより一層の透明性と競争性を確保する入札及び契約方式の実施に当たり、条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 入札に付する対象工事等は、設計額が200万円を超える工事及び設計額が100万円を超える設計等のうちから、内容及び工期又は履行期間を勘案して選定するものとする。

(入札参加資格)

第3条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項のうちから入札に参加する者に必要な資格を定めるものとする。

- (1) 工事等における入札参加資格申請に係る事項
- (2) 工事の場合にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種及び許可区分に係る事項
- (3) 本支店又は営業所の所在に係る事項
- (4) 工事の場合にあっては、当該業種に関する経営事項審査結果における総合数値に係る事項
- (5) 当該工事等と類似の工事又は設計等の経験に係る事項
- (6) 当該工事等に従事予定の技術者に係る事項
- (7) その他必要な事項

(その他入札に必要な事項)

第4条 その他入札に必要な事項は、渋川市契約規則（平成18年規則第49号）第2条から第16条の2に定めるところによる。

(実施要領の作成)

第5条 市長は、当該工事等を入札に付そうとするときは、この要綱に従って、当該工事等の入札実施要領を作成するものとする。

(公告等の場所)

第6条 当該工事等の入札に関する公告は、渋川市公告式条例（平成18年条例第3号）に定める掲示場に掲示するほか、渋川市ホームページ及びぐんま電子入札共同システムの入札情報公開システムへの掲載により公表するものとする。

(要綱に定めのない事項)

第7条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第1条から第3条まで、第5条及び第6条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に執行伺いを発議する契約について適用し、施行日以前に執行伺いを発議した契約については、なお従前の例による。